

# 予 算 要 求 資 料

令和3年度当初予算 支出科目 款：土木費 項：住宅費 目：住宅総務費

## 事業名 空家対策支援補助金

(この事業に対するご質問・ご意見はこちらにお寄せください)

都市建築部 住宅課 空家対策推進係 電話番号：058-272-8693

E-mail：[c11659@pref.gifu.lg.jp](mailto:c11659@pref.gifu.lg.jp)

1 事業費 80,000千円（前年度予算額：102,000千円）

### <財源内訳>

区 分	事業費	財 源 内 訳							
		国 庫 支出金	分担金 負担金	使用料 手数料	財産 収入	寄附金	その他	県 債	一 般 財 源
前年度	102,000	90	0	0	0	0	0	0	101,910
要求額	80,000	90	0	0	0	0	0	0	79,910
決定額	80,000	90	0	0	0	0	0	0	79,910

## 2 要求内容

### (1) 要求の趣旨（現状と課題）

県内の空き家数は、平成5年には62,000戸であったが、平成30年には139,000戸と、この25年間で2倍超の増加となっている。

このうち特に問題となる可能性の高い空き家<sup>\*</sup>は、県内に63,400戸である。このうち、利活用可能な空き家は相当数あると見込まれており、これらを有効に活用することは、空き家の解消とともに、地域社会の再構築にもつながるため、積極的に推進する必要がある。

また、利活用が不可能な空き家については、周辺環境に悪影響を与えないよう、所有者が適切に管理のうえ、最終的には除却する必要がある。所有者が不明の場合や経済的な理由により除却できない場合もある。

そこで、市町村が空き家の利活用や状況調査、除却といった空き家等対策を実施する場合に、市町村の財政的負担を軽減するため、支援を行う。

<sup>\*</sup>住宅・土地統計調査における空き家のうち「その他の住宅」を想定

【参考】県内の空き家率（H30）：15.6%（全国13.6%）

## (2) 事業内容

市町村が行う以下の事業に要する経費に対して、県が補助を行う。

- 総合整備事業（空き家の利活用に関連する事業（取得、改修、残置物処分）、既存住宅状況調査）
- 除却費支援事業（空き家等の除却に関連する事業）
- 空家等実態把握支援事業（空家等対策計画の策定等に必要な調査）

## (3) 県負担・補助率の考え方

- 総合整備事業（空き家の利活用）
  - ・ 県：100%、補助率：1/3（一部 1/2）以内、上限額：100万円／件  
（一部＝移住者等を対象に制度拡充をした場合等）
- 総合整備事業（空き家の状況調査）
  - ・ 国：45%・県：55%、補助率：1/3以内
- 除却費支援事業
  - ・ 県：100%、補助率：1/3（一部 1/2）以内、上限額：100万円／件  
（一部＝補助制度を創設した場合等）
- 空家等実態把握支援事業
  - ・ 国：1/2、県：1/4（一般財源 100%）、市町村：1/4

## (4) 類似事業の有無

無し

## 3 事業費の積算内訳

事業内容	金額	事業内容の詳細
補助金	40,405	空き家総合整備事業（空き家の利活用）
補助金	200	空き家総合整備事業（空き家の状況調査）
補助金	34,741	空家等除却費支援事業
補助金	4,654	空家等実態把握支援事業補助金
合計	80,000	

## 決定額の考え方

## 県単独補助金事業評価調書

<input type="checkbox"/> 新規要求事業
<input checked="" type="checkbox"/> 継続要求事業

補助事業名	空家対策支援補助金
補助事業者（団体）	市町村 （理由）空家特措法により、空家等に関する必要な措置を適切に講ずるよう努めることが市町村の責務と定められている。
補助事業の概要	（目的）空き家の利活用及び状況調査、危険な空き家の除却 （内容）市町村が行う空き家の利活用等及び除却に関する事業に対する補助
補助率・補助単価等	定額・ <span style="border: 1px solid black;">定率</span> ・その他（例：人件費相当額） ・総合整備事業：1/3（一部1/2）以内 （一部＝移住者等を対象に制度拡充をした場合等） ・除却費支援事業：1/3（一部1/2）以内 （一部＝補助制度を創設した場合等） ・空家等実態把握支援事業：市町村負担額の1/2以内 （理由） 空き家施策を促進するため定率を補助する。
補助効果	空き家等対策の促進
終期の設定	令和5年度（予定） （理由）市町村の空家等対策計画について、令和2年度までに全市町村が策定予定であり、計画に基づいた事業実施は令和5年度までが一区切りとなるため。

### （事業目標）

<p>・終期までに何をどのような状態にしたいのか</p> <p>全市町村において空家特措法（空家等対策計画）に基づき、空き家対策事業が適切に行われている。</p>
---

### （目標の達成度を示す指標と実績）

指標名	事業開始前 (H30年度末)	目標 (R3年度末)	目標 (終期)
① 空家等対策計画策定市町村	28	42	42
② 空家等対策計画更新市町村	0	5	56（延べ数）

	H29 年度	H30 年度	R1 年度	R2 年度	R3 年度 (要求)
補助金交付実績	千円	千円	31,818千円	(予算額) 102,000千円	(要求額) 80,000千円
指標①目標			37	42	42
指標①実績			(推計値) 37	(推計値) 40	(推計値) 42
指標①達成率	%	%	(推計値) 100%	(推計値) 95%	(推計値) 100%
指標②目標			1	7	5
指標②実績			(推計値) 1	(推計値) 1	(推計値) 5
指標②達成率	%	%	(推計値) 100%	(推計値) 14%	(推計値) 100%

#### (前年度の成果)

・空き家総合整備事業において市町村補助事業への支援を行い、空き家の利活用及び定住促進をし、また、空家除却費支援事業において周囲に悪影響を及ぼす危険な空き家の除却が促進され、安全・安心な住環境の維持に寄与するとともに、市町村に対する空家等対策計画の策定を促すことができた。

#### (今後の課題)

- ・事業が直面する課題や改善が必要な事項
  - ・市町村が事業を効率的に行うためのソフト面での支援
  - ・市町村空家等対策計画の策定に基づく空き家等の利活用や除却の促進に対応する支援は、今後より強化していく必要がある。

#### (事業の評価)

<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業の必要性（社会経済情勢等に沿った事業か、県の関与は妥当か） ○：必要性が高い     △：必要性が低い</li> </ul>	
(評価) ○	空き家は全国的に関心の高い問題となっており、事業の必要性は高い。
<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業の有効性（指標等の状況から見て事業の成果はあがっているか） ○：概ね期待どおりまたはそれ以上の成果が得られている △：まだ期待どおりの成果が得られていない</li> </ul>	
(評価) ○	市町村の空家等対策計画に基づく利活用・除却に係る空き家対策の推進が空き家の増加抑制につながっている。
<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業の効率性（事業の実施方法の効率化は図られているか） ○：効率化は図られている     △：向上の余地がある</li> </ul>	
(評価) ○	市町村へ補助を行うことにより、効果的に事業が進んでいる。

(事業の見直し検討)

--

(終期到来時の翌年度以降の事業方針)

継続・削減・統合・廃止 (理由)
---------------------